

●利用料について

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

○障害者の利用負担

	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円 ^(注2) 未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます ^(注3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね670万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

○障害児の利用負担

	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円 ^(注) 未満）	通所施設利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

(注) 収入が概ね920万円以下の世帯が対象となります。

◎所得を判定する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯